

令和2年6月30日

都道府県歯科医師会社会保険担当役員 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 林 正純

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な E-system を活用した
施設基準に係る研修について

平素は本会会務運営に格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その21）（令和2年6月10日付・事務連絡）」における疑義解釈に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「歯科外来診療環境体制加算」、「在宅療養支援歯科診療所」、「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」の施設基準である研修について、集合研修ではなく e ラーニング等による受講の場合でも、必要な内容が網羅され、研修修了が確認できる書類等を取り揃えることであれば認められることとなりました。

つきましては、コロナ禍での研修会開催が困難なことに鑑み、本会の E-system における該当項目を別添の通りお知らせ致しますので、ご活用いただければと存じます。

標記研修を施設基準の届出に使用する場合は、研修修了が確認できる書類等として貴会発行の受講修了書が必要になりますので、活用及び運用につきましては、貴会のご事情に合わせてご検討ください。

なお、本取扱いは、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からの臨時的な取扱いとなります。

(添付資料)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な E-system を活用した施設基準の研修について
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な E-system を活用した施設基準に係る研修の受講に係るお願い（令和2年6月30日／学術課・日本歯科医学会事務局）